

クラウドアプリストア利用規約（ご利用者向け）

第1条（目的）

この「クラウドアプリストア利用規約（ご利用者向け）」（以下「本規約」といいます。）は、ビッグロブ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する本サービス（その意味は第3条において定めます。以下同様とします。）を会員（その意味は第3条において定めます。以下同様とします。）が利用することに関する条件を定めるものです。会員は、この規約を遵守しなければなりません

- 2 当社が本サービスの円滑な提供を図るため、必要に応じて会員に通知（当社所定のウェブページ等に掲示することを含みます。以下同じ。）する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本サービスの利用については、本規約のほか、第3条第1号所定の当社サービス契約約款が適用されます。かかる適用に当たり、本規約の規定と当社サービス契約約款の規定とが相違する場合は、本規約の規定が優先します。

第2条（本規約の変更）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法により会員に通知することにより、本規約を変更することができます。当社がかかる変更を行う場合において、その予告期間内に会員から第11条に基づき会員契約を解除する旨の通知が当社になされないときは、かかる変更につき会員による承諾があったものとみなします。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、当社が提供するサービスであって、その内容を第5条に定めるものをいいます。
- (2) 「当社サービス」とは、当社が「BIGLOBE クラウドホスティング」の名称にて提供するサービスをいいます。
- (3) 「当社サービス会員」とは、当社所定の「BIGLOBE クラウドホスティング契約約款」（以下「当社サービス契約約款」といいます。）に従い、当社サービスの提供を受けるための契約（以下「当社サービス契約」といいます。）が当社との間に成立している法人をいいます。
- (4) 「当社サービス用システム」とは、当社が当社サービスとして当社サービス会員の利用に供する電気通信設備、ソフトウェアおよび電気通信回線をいいます。
- (5) 「本サイト」とは、当社サービス用システム上で利用するアプリケーションソフトウェアを当社が当社サービス会員に対して販売することおよびかかるアプリケーションソフトウェアを当社サービス会員に対して紹介することを主な目的として、当社が「クラウドアプリストア」の名称にて運営するウェブサイトをいいます。
- (6) 「会員契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約であって、第4条に定める申し込みおよび承諾を通して、かかる申し込みをした当社サービス会員と当社との間に成立します。
- (7) 「会員」とは、当社との間に会員契約が成立している当社サービス会員をいいます。
- (8) 「対象事業者」とは、自らまたは第三者が開発したアプリケーションソフトウェアを、

本サイトにおける当社による当社サービス会員への販売および紹介の対象として、当社との契約に基づき本サイトに登録したソフトウェア販売事業者をいいます。

- (9) 「対象ソフトウェア」とは、対象事業者が前号所定の登録をした、自らまたは第三者が開発したアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (10) 「対象 ID」とは、会員が、当社サービス契約が成立した際に、当社サービス契約約款に基づき当社から付与された「本 ID」をいいます。
- (11) 「販売パートナー」とは、当社が本サービスの販売を第三者による取次により行う場合における、その第三者をいいます。
- (12) 「対象ソフトウェア料金」とは、本規約の定めに従い当社が対象事業者に代わり会員から支払を受ける、その対象事業者が決定した、対象ソフトウェアの利用料金および対象ソフトウェアに関してその対象事業者が提供するユーザーサポートの利用料金をいいます。
- (13) 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和 63 年 12 月 30 日法律第 108 号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）に基づき課税される地方消費税に相当する額をいいます。

第 4 条（申込みの手続き）

会員契約の締結を希望する当社サービス会員（以下「申込者」といいます。）は、本規約に同意のうえ、当社所定の方法（当社所定の事項を当社に申告することを含みます。）により行う必要があります。

- 2 会員契約は、前項に定める申込みを当社が審査のうえ承諾したときに成立します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による会員契約の申込みを承諾しないことがあり、また、会員契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法により会員に通知することにより、会員契約を解除することがあります。
 - (1) 会員契約の申し込み時に虚偽の情報を当社に申告したことが判明した場合
 - (2) 対象ソフトウェア料金の支払を、過去に怠ったことがあり、現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) その他会員契約の申込みを承諾することまたは会員契約を継続することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 会員は、会員契約の申し込み時に当社に申告した事項に変更が生じた場合、速やかに当社所定の変更手続を行わなければなりません。かかる変更手続を怠ったことにより会員に不利益が生じても、当社は一切責任を負いません。

第 5 条（本サービスの提供）

当社は、本規約に定める条件に従い、会員に対して本サービスを提供します。本サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとしますが、その詳細は当社が別途定めるところによります。

- (1) 本サイト上での対象ソフトウェアに関する情報の提供
- (2) 会員に対して対象ソフトウェアを販売すること
- (3) 会員から対象ソフトウェアの使用許諾の解約の希望または対象ソフトウェアに関する

るユーザーサポートの解約の希望を受け付け、これをその対象事業者に取り次ぐこと（ただし、かかる受付をする会員からの解約希望は、第7条第1項に定める、その対象事業者が定める契約条件に従って行われるものに限ります。）

- 2 本サービスの提供区域は、日本国内とします。
- 3 本サービスの内容は、その提供時点において合理的に提供可能と当社が判断するものに限ります。
- 4 当社は、販売パートナーによる取次により本サービスを販売する場合、その販売パートナーを通して本サービスを会員に提供することができます。その他、当社は、本サービスの運営および提供に関する業務の全部または一部を、当社の責任において、第三者に委託することができます。

第6条（本サービスの変更、追加および廃止）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法で会員に通知することにより、本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止をすることができます。

- 2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止に起因して会員に損害等が生じても、一切責任を負いません。

第7条（本サービスの利用について）

第5条第1項第2号に基づき販売される対象ソフトウェアの使用許諾およびその対象ソフトウェアに関するユーザーサポートの提供は、その対象事業者が定める契約条件に従い、その対象事業者から販売先の会員に対して直接行われます。当社は、本規約の定めに従い、その対象事業者に代わり販売先の会員からその対象ソフトウェア料金を徴収することを除き（なお、当社は、販売パートナーによる取次により本サービスを販売する場合は、その販売パートナーに対象ソフトウェア料金の徴収を委託します。）、当社は、かかる使用許諾およびユーザーサポートの提供に関して一切責任を負いません。

- 2 対象ソフトウェアおよびそのユーザーサポートに関する問い合わせ、苦情、要求等は、会員からその対象事業者に対して直接行っていただきます。当社は、これらを受け付けません。
- 3 第5条第1項第2号に基づき販売された対象ソフトウェアのプログラムコード（電子マニュアルあるがある場合はこれを含み、本条において以下同様とします。）の会員への提供は、当社の選択により、当社または対象事業者が開設する対象ソフトウェアのダウンロード用のウェブサイトから会員がダウンロードする方法、販売パートナーが会員に代わりかかるウェブサイトからダウンロードし、かつ当社サービス用システムにインストールする方法、当社が当社サービス用システムに予めインストールのうえ、これを会員の利用に供する方法、または、当社が定めるその他の方法により行います。
- 4 会員は、会員への対象ソフトウェアのプログラムコードの提供方法が前項に定めるダウンロードの方法による場合、前項に従いかかる提供を受けたプログラムコードを、自己の責任において当社サービス用システムにインストールするものとします。
- 5 会員は、当社サービス用システム以外において、かかる第3項に従い提供を受けるプログラムコードを利用することはできません。
- 6 会員は、対象事業者が定める対象ソフトウェアの使用許諾に係る契約条件に従い、第5条第1項第2号により販売を受けた対象ソフトウェアを利用しなければなりません。
- 7 会員は、第3項に従い提供を受けたプログラムコードを日本国外に輸出し、また、手段のいかんを問わず日本国外に持ち出してはなりません。
- 8 会員による第5条第1項第2号により対象ソフトウェアの販売を受けるには、対象 ID を

利用して当社所定の方法により当社に対して申し込みをする必要があります。

第 8 条（本サービスの提供中断）

当社は、次の各号のいずれかの場合、会員に対して通知を行うことなく、また、何らの責任も負うことなく、本サービスの提供を中断することができます。

- (1) 本サービスの提供に用いるシステムの保守または工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他非常事態が発生したまたは発生するおそれがあり、本サービスの運営ができなくなった場合
- (3) 当社が本サービスの運営上その他の理由で本サービスの一時的な提供中断を必要と判断した場合

第 9 条（本サービスの利用停止）

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、その会員による本サービスの全部または一部の利用を停止することができます。

- (1) 会員契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 支払期日を経過してもなお対象ソフトウェア料金を支払わない場合
 - (3) 破産手続開始または再生手続開始の申立てがあった場合または自らこれらの申し立てをした場合
 - (4) 当社および当社の委託先の問い合わせ窓口等へ、正当な事由もなく長時間の電話をしたり、同様の繰り返し電話を過度に行ったり、または不当な義務等を強要したり、威嚇等をもって嫌がらせ、恐喝もしくは脅迫に類する行為をしたりすることで、当社または当社の委託先の業務に著しく支障をきたした場合
 - (5) 前各号のほか本規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を会員に通知します。ただし、緊急でやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- 3 前二項の場合において、その利用中に係わる会員の一切の債務は、本サービスの利用停止があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第 10 条（当社による会員契約の解除）

当社は、前条の規定により本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、当社所定の方法により通知することにより、その会員契約を解除することができます。

- 2 前項の規定により会員契約が解除された場合、会員は、本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。

第 11 条（会員による会員契約の解除）

会員は、当社所定の方法によりその旨を当社に通知することにより会員契約を解除することができます。この場合、毎月の初日から 20 日までに当社に通知のあったものについてはかかる通知のあった月の末日に、また、毎月の 21 日から末日までに当社に通知があったものについてはかかる通知のあった月の翌月の末日に、会員契約の解除があったものと

して扱います。

- 2 前項の解除を行う会員は、前項の通知を行う時点において、すべての対象ソフトウェアの使用許諾およびそのユーザーサポートの提供が、第7条第1項所定の対象事業者の定める契約条件に従い終了して、かつ、第13条に基づき全ての対象ソフトウェア料金の支払が完了していなければなりません。かかる要件を満たさない場合、会員は、前項の解除を行うことができません。
- 3 第1項の解除があった場合において、本サービスの利用中に係る会員の未履行の一切の債務は、会員契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第12条（当社サービス契約の終了による会員契約の終了）

前二条の規定にかかわらず、当社サービス契約が終了した場合は、会員契約も同時に終了します。

第13条（対象ソフトウェア料金）

会員は、第5条第1項第2号により当社から販売を受けた対象ソフトウェアに係る対象ソフトウェア料金を、その対象事業者が定める第7条第1項所定の契約条件にかかわらず、当社に支払うことを要します。

- 2 会員は、第5条第1項第2号により当社から対象ソフトウェアの販売を受けた場合、各月に発生するその対象ソフトウェアに係る対象ソフトウェア料金を、その各月に発生する当社サービスの月次費用と同時に、その会員が当社サービス契約約款に従い選択した支払方法により当社に支払わなければなりません。
- 3 会員が第7条第4項に定めるインストールをしたかに関わりなく、また、会員が対象ソフトウェアを実際に利用したかに関わりなく、対象ソフトウェア料金は発生します。
- 4 当社が販売パートナーによる取次により本サービスを販売する場合は、会員は、第1項および第2項の定めにかかわらず、同項に定める支払を販売パートナーに対して行うことを要します。

第14条（著作権等）

対象ソフトウェアの著作権その他の知的財産権は、その対象事業者またはその対象事業者を利用許諾をした者その他その対象ソフトウェアに関して正当な権原を有する第三者に帰属し、当社が本サービスにより対象ソフトウェアを会員に販売したことにより、かかる権利が会員に移転するものではありません。

- 2 前項に定める場合を除き、別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社が提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は、当社またはその情報に関する正当な権原を有する権利者に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は、当社に帰属します。
- 3 会員は、本サービスを利用することにより得られる前項所定の一切の情報を、当社またはその情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、本サービスを利用する以外の目的で使用してはならず、また、複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行ってはならず、および第三者をして行わせてはなりません。

第15条（当社の責任の範囲および制限等）

天災、事変その他の不可抗力により本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負いません。

- 2 当社は、本サービスおよび会員が本サービスを利用することにより得た情報等（対象ソフトウェアおよびそのサポートサービスを含みます。）について、その完全性、正確性、有用性および正当性に関する保証を含め、他一切保証しません。これらの情報等のうち当社以外の第三者による提供に係わるものに起因して生じた損害等について、当社は、何らの責任も負いません。
- 3 当社は、本契約に基づく会員による本サービスの利用に関連して当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、その会員に現実に発生した直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ、その総額は、損害が生じた日が属する月に当社がその会員から受領すべき対象ソフトウェア料金の相当額にこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えません。
- 4 前各号に定めるところを除き、当社は、会員が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任の種類を問わず一切賠償責任を負いません。

第 16 条（権利の譲渡等）

会員は、会員契約における会員の地位ならびに会員契約により生じる会員の権利（本サービスの提供を受ける権利を含みます。）および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継し、担保に供し、その他処分することはできません。

第 17 条（個人情報等の取扱い）

当社が本サービスの提供にあたり会員から収集する個人情報の取り扱いについては、当社サービス契約約款第 28 条（秘密保持および個人情報の保護）の規定を適用します。

- 2 前項に定めるほか、第 5 条第 1 項第 2 号により当社から対象ソフトウェアの販売を受けた会員は、当社が、本サービスの提供にあたりかかる会員から収集した個人情報を、本サービスを提供する目的のために、その対象事業者に対して提供することに同意します。

第 18 条（通知）

本規約に基づき当社が会員に対して行った通知は、通常到達すべき時をもって（当社がウェブページへの掲載により会員に対して通知するときは当社が当該ウェブページに通知の内容を掲載した時をもって）会員に到達したものと扱います。

- 2 当社が販売パートナーによる取次により本サービスを販売する場合は、本規約にかかる当社から会員への通知および会員から当社への通知は販売パートナーを通して行うことを要します。

第 19 条（準拠法）

本規約に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 20 条（合意管轄）

会員契約または本規約に関する会員と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。